

東飲生 第 08033 号  
令和 8 年 7 月 10 日

支部長各位

東京都飲食業生活衛生同業組合  
理事長 堀込 一之

## 【重要】全東信の破産に関する今後の流れとご準備について

全東信の破産に関し、今後の手続きの流れと、現時点で組合員各位にご準備いただく対応についてご案内いたします。各支部におかれましては、所属組合員への周知徹底をお願い申し上げます。

### 記

1. 今すぐに破産管財人へ連絡をする必要はありません。全東信と契約している方々には、8 月末頃を目途に、裁判所から「破産手続き開始決定通知」が届く予定です。まずはその通知をお待ちいただき、記載されている指示に従ってください。

※例外的な対応：万が一、9 月になっても通知が届かない場合は、破産管財人へご連絡をお願いいたします。

2. 通知が届いた後、管財人へ連絡・書面送付を行う際の届出に備え以下の情報をあらかじめ整理・ご用意しておいてください。

- ① 貴社(店)の情報

店舗名 / 事業主名 / 担当者名 / 住所 / 連絡先

- ② 契約の概要

決済代行会社との契約内容(※手元に契約書類一式を用意しておいてください)

- ③ 未入金(未収金)の明細

現在判明している未入金額の一覧

(※銀行口座の入金履歴なども合わせてお手元にご用意ください)

#### ④ 依頼文(要望事項)

「破産債権の届出方法・届出期限・必要書類について案内して欲しい」旨の一文

※ 送付時に内容証明郵便まで使用するかは任意ですが、「特定記録郵便」や「レターパック」など、相手方に到着した証拠(追跡記録)が残る方法で送ると安心です。

### 3. 今後の手続きと重要な注意点

「債権届出」は期限厳守 裁判所や破産管財人から「債権届出」の案内が届いたら、必ず期限内に提出してください。期限を過ぎると手続きが非常に複雑になる場合があります。

① 回収率について：破産手続においては、未入金全額の回収ができるケースは極めて稀です。配当(払い戻し)があっても一部のみになることが少なくありません。

② 税務・会計上の処理：回収不能となった未収金の扱い(貸倒損失などの処理)については、お早めに顧問税理士・会計士の方へご相談ください。

#### 【お問い合わせ先】

※破産管財人(債権届出の窓口) 株式会社全東信  
破産管財人室破産管財人:印藤弘二 弁護士  
(はばたき綜合法律事務所/大阪市 北区西天満 4-8-17)  
電話:06-4704-4681 (受付 10:00~17:00)  
※重要:裁判所が定める債権届出

### 4. 資金繰り(当面の運転資金)に関するご案内

当組合から日本政策金融公庫に対して、審査時間の短縮や事業計画書の提出省略などを強くお願いしたところ、7月10日付けで全東信に係る融資についての「特別相談窓口」が設置され、迅速に対応できるとのことでした。

つきましては、当面の運転資金の調達(融資のご相談)につきましては、日本政策金融公庫の各支店にてご相談いただけますよう、よろしくお願いいたします

以上